

「防衛省」設置法案と自衛隊法改定案提出に抗議し、廃案を求める意見書

小泉内閣は通常国会の会期切れ直前の6月9日、「防衛省」設置法案とそれに関連して自衛隊法改定案などを提出した。これらの法案は、防衛施設庁主導の談合事件発覚で2月に見送ったはずのものであるが、事件が未解決のまま提出したのは、問題になる法案は秋の臨時国会で成立させ、来夏の参院選に「重荷」を持ち越したくないという思惑が見え見えである。このような法案提出のやり方は「アンフェア」であり、強く抗議するものである。

「防衛省」設置法案は、単に庁を「省」に、長官を「大臣」に昇格させたり、在日米軍の基地・施設も扱う防衛施設庁を吸収・統合するだけではない。これに便乗する形で、これまで自衛隊の「本来任務」ではなかった周辺事態での活動や海外派兵を自衛隊の本務に格上げすることが主な内容となっている。現行の自衛隊法では、自衛隊の任務は「侵略からの防衛」（第3条）とされ、国際緊急援助隊への協力、国連P K Oなど「国際平和協力業務」、周辺事態における船舶検査や後方支援などの活動は第100条の「雑則」各号に追加されてきた。しかし、今回の自衛隊法改定案では、第3条に周辺事態での「我が国の平和と安全に資する活動」と「国連を中心とした国際平和のための取組への寄与、国際社会の平和と安全の維持に資する活動」を加え、100条活動は「3条活動」すなわち自衛隊の「本務」にするというものである。そうすると、自衛隊の組織・装備・活動・訓練などは、海外派兵のための本格的なものになっていくことは自明の理である。

米軍再編問題で日米両政府は、自衛隊を米軍と一体化させ、「国際の平和と安全」を掲げて地球上どこでも軍事行動ができる体制をつくるという戦略で合意した。「防衛省」設置法案と自衛隊法改悪案は、新「日米同盟」と憲法第9条の改悪を先取りするものである。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、「防衛省」設置法案と自衛隊法改定案の廃案を求めるものである。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成18年6月28日

三鷹市議会議長 石 井 良 司